

7ス健ス第33号
令和7年10月6日

各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県専修学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

スポーツ庁健康スポーツ課

「スポーツエールカンパニー2026」の公募について（通知）

日頃より、国民のスポーツ実施率の促進に向けて格別の御尽力と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

スポーツ庁は、一人でも多くの方にスポーツを楽しんでいただき、スポーツを行うことが生活習慣の一部となるような社会を目指し、「Sport in Life 推進プロジェクト^{※1}」に取り組んでいます。

本取組の一環として、従業員等の運動・スポーツ実施を積極的に推進する団体を「スポーツエールカンパニー^{※2}」として認定し、働き盛り世代の運動・スポーツ実施を支援しております。

※1 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1396542_00001.htm

※2 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1399048.htm

また、働き盛り世代のスポーツ実施率が低くなっている背景の一つに、大学期に運動習慣が失われ、その状況が社会人になっても継続している可能性があることから、今年度より大学生等の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている大学等も「スポーツエールカンパニー」として認定します。

つきましては、別添の募集要項をご確認のうえ、貴法人内への周知にご協力を賜れますと大変有難く存じます。

(参考) 「スポーツエールカンパニー2026」の申請受付について

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/boshu/detail/1419327_00008.htm

(注) スポーツエールカンパニーへの申請につきましては、まずはコンソーシアムへの加盟が必須となります。また、スポーツエールカンパニーの申請期間は、令和7年9月16日(月)から11月14日(金)までとなります。

(本件ご連絡先)

スポーツ庁健康スポーツ課 連携推進係

TEL 03-5253-4111 (内線 3939・2685)

E-mail kensport@mext.go.jp